平成３１年４月吉日

協力業者各位

株式会社本間組

脚立単独使用誓約書について（お知らせ）

このたび、平成３１年１月に発生した労働災害の災害防止対策の検討を行いました。

ＨＯＮＭＡ安全衛生基準では、「脚立の単独使用は原則禁止とする。止むを得ない場合は許可制とし、送り出し教育時に脚立単独使用誓約書の順守事項について協力会社は教育を実施する事。」となっています。今回の災害防止対策の結果、脚立単独使用誓約書に、「脚立をまたいで使用しない」を追記する事と致しました。

今後の再発防止対策として、

①「脚立単独使用誓約書」を労務・安全衛生管理体制報告書から切り離します。

（協力業者提出一覧表参照）

　②やむを得ず脚立を使用する場合に「脚立単独使用誓約書」を提出することとし、提出の際には、使用する場所を特定しリスクアセスメント付きの作業手順書を添付する事とします。　　　　　　　　　　　　　　　　　　（脚立単独使用誓約書参照）

　２ｍ未満での作業は、立ち馬を使用することを基本とし、やむを得ず脚立を使用する場合には、「脚立単独使用誓約書」と作業場所の特定並びにリスクアセメント付の作業手順書の提出を協力会社に徹底させ、作業員へは当社の脚立の適正使用方法を厳守し、決められた作業手順通りに作業するように指導する事と致します。

　尚、グリーンファイル提出書類一覧表及び脚立単独使用誓約書については、当社ホームページ協力会社の皆様へよりダウンロードできます。労務・安全衛生管理体制報告書（通称：グリーンファイル）の個別ダウンロード：010グリーンファイル提出書類一覧表及び脚立単独使用誓約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上